

## 令和7年度第1回滋賀県社会福祉審議会概要

1 開催日時 令和7年11月25日(火)10時00分～12時00分

2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 災害対策室3・4

3 出席委員(五十音順、敬称略)22名

飯田 寛、石黒 賀津子、市川 忠穏、太田 正則、大西 孝雄、河島 京子、  
来見 良誠、坂下 ふじ子、坂本 直幸、鈴木 あつ子、田中 誠、中井 智美、  
長橋 満見子、西澤 茂子、松尾 道子、丸本 千悟、村上 元庸、村松 明日香、  
山川 すゑ子、山口 浩次、山本 俊夫、山本 身江子

4 欠席委員(五十音順、敬称略)7名

朝比奈 遥、北居 理恵、空閑 浩人、佐藤 すみれ、高橋 健太郎、寺本 純二、  
松本 貴志

5 事務局

山田健康医療福祉部長、小嶋健康医療福祉部次長、切手健康医療福祉部次長

健康福祉政策課:長崎課長、高木主幹、石田主査、矢向主任主事、森主事

医療政策課:繩稚参事

医療福祉推進課:石田課長、川那辺参事

障害福祉課:佐藤課長、吉田参事

子育て支援課:和泉課長、今井課長補佐

子ども家庭支援課:松田課長、山崎参事

滋賀県警少年課:江川課長

6 議題

(1)滋賀県地域福祉支援計画の取組状況について

(2)(報告)社会福祉審議会総合企画専門分科会の審議の経過について

(3)次期「滋賀県地域福祉支援計画」の答申案について

7 議事概要

(司会)

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催させていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の高木と申します。どうぞよろしくお願いします。それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長の山田より御挨拶申し上げます。

(健康医療福祉部長)

滋賀県健康医療福祉部長の山田でございます。

本日は、滋賀県社会福祉審議会を開催しましたところ、何かと御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、本県の健康医療福祉行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、日ごろ、それぞれのお立場で御尽力いただいていることに、改めて敬意を表します。

さて、本年1月に次期滋賀県地域福祉支援計画の策定について、本審議会に諮問させていただいた後、総合企画専門分科会において、4回にわたり集中的に御議論いただき、お手元に配布しました答申案を作成いただきました。

答申案では、複合・複雑化した地域福祉課題や社会福祉に関する国の動向等を踏まえ、分科会での御意見をもとに、将来の滋賀の姿を考えながら、今後5年間に県として取り組むべき事項を盛り込んでいただいているところです。

本日は、総合企画専門分科会での議論等も御報告いただく予定です。また皆様から御意見等を頂戴し、本審議会として答申案をとりまとめていただき、知事に対して答申をお願いしたいと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様の豊富な御経験、深い御見識に基づいた積極的な御意見や御提案をいただきますようお願いいたします、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

はじめに、この会議では、コミュニケーションについての配慮を踏まえて進めさせていただきます。会議の進行について、注意事項がございます。

発言の際にはマイクがお手元に来てから、お名前を名乗った上で、できるだけゆっくりご発言をいただきたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願ひします。

また、資料に沿って発言していただく際には、資料の番号、○ページの○行目の「△△」についてといった具体的な箇所を明示し、御発言いただきますよう併せてよろしくお願ひします。

続きまして、会場内の状況についてご説明します。会場の中央部分に「□の形」に机が配置されており、そこに委員の皆様と事務局が座っております。

本日、会議の傍聴および報道機関の記者席には、今のところ参加はございません。

滋賀県の事務局は関係課職員を含めまして 19 名で、健康医療福祉部長の山田、次長の小嶋、切手および健康福祉政策課の職員がおります。

また、関係所属からは本日、医療政策課、医療福祉推進課、障害福祉課、子育て支援課、子ども家庭支援課、警察本部少年課の職員が出席しております。

次に、会議の公開と、会議の成立について確認させていただきます。本日の審議会は公開で開催させていただきます。そのため傍聴は可能となっております。会議の内容につきましても、議事内容を後日公開することになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

本日の審議会でございますけれども、委員 29 名中 22 名に御出席いただいております。委員総数の過半数以上となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例に基づき、審議会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

なお、本日ですけどもあらかじめ欠席の連絡をいただいておりますのが、資料 1 を御覧いただきまして、上の方から、松本委員、朝比奈委員、佐藤委員、高橋委員、寺本委員、北居委員、空閑委員でございます。

また、本日初めての審議会に御出席いただいた委員を御紹介させていただきます。

滋賀県議会厚生・産業・企業常任委員会副委員長 田中委員でございます。

(委員)

滋賀県議会議員の田中でございます。よろしくお願ひします。

(司会)

最後に本日配付させていただいた資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

資料に不足がございましたら事務局までお申し出いただきますようお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは早速議事に入らせていただきます。

進行につきましては、社会福祉法第 10 条の規定によりまして、市川委員長にお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員長)

皆さんおはようございます。

本日は、限られた時間ですけども、皆様に活発な御議論をよろしくお願ひしたいと思います。初めに議題(1)滋賀県地域福祉支援計画の取組状況ですが、昨年度の取組状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より、資料2について説明】

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について質問等ございましたらお願いします。

(委員)

2点お聞きしたいことございます。1点目が19ページの経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯への貸付事業や給付金などの支援になりますが、件数が少なく感じたのですがそもそも少ないので、ニーズに合ってないので、条件が厳しいのか、啓発が足りてないのか、どういった理由が考えられますか。

2点目が、33ページの福祉人材センター運営事業の無料職業紹介事業についても、求人相談、求職相談の件数に対して、マッチング数が少ないかなと感じましたので、どういった状況であるか教えていただければと思います。

(事務局)

まず1点目のひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業でございますが、こちらを利用しにいただいているのは、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭でございます。働いておられる方、また無職の方が、例えば保育士や看護師といった資格取得を目指すというところでございます。

実績としまして、入学準備金、就職準備金については、例年この辺りの数字になっておりますが、最近では住宅支援金ということで住宅の方の利用が増えております。こちらにつきましては母子父子の自立支援プログラムの策定を受けていただいている方に対して行うもので、相談ケアなども行っていたり母子福祉のぞみ会様において、ひとり親家庭の実態に応じて、親身に寄り添って相談を受けていただいている、今後をどういった形を目指すかというところも考えながら進めている事業でございます。御指摘にあったように、周知につきましては、十分でないところもあるかと思いますので、委託先の母子福祉のぞみ会様とも進めながら考えていく必要があるかと思います。

2点目の福祉人材センターのマッチング数についてですが、こちらは無料職業紹介ということで、事業所が求人を出される際の求人相談と、お仕事を考えている方の求職相談でございますが、福祉人材センター以外にも、例えばハローワークが多く関わっていたり、最近では民間の有料職業紹介もございまして、そういう中での福祉人材センターにおいてのマッチングの件数ということになっております。相談される方が福祉人材センターだけではなく、様々なところに相談されていることもございますので、マッチング数は132件となっております。これにつきまして、過去は200件を超えたという時期もございますので、この部分はしっかりと強化していくことが必要だと思っております。

(委員)

33ページの先ほどの関連になりますが、啓発広報事業について、SNS(Facebook・LINE・X)とありますが、人材に関しては、20代や30代の若い世代を求めている部分もあるのかなというところで、SNSに関してはFacebookとInstagramは、同じMeta社なので、同じものを同時に上げることもできるのですが、あえてInstagramが無いのは、元々

Instagram のアカウントが無いのか、どういった理由からなのか伺いたいです。

(事務局)

なぜ Instagram が無いのかということでございますが、なかなか更新ができなかったりという部分もありまして、現在取り組んでいるのが、記載のものということになっております。当然、若者に訴求するということであれば、そういった部分も効果的であるかと思いますので、福祉人材センターとも相談しながら拡充できる部分は対応していきたいと思っております。

(委員)

少し理解ができなかったのが、インスタグラムと Facebook は同じ Meta 社なので、正直 Facebook で上げれば、インスタグラムでも自動に上がるという状況なので、なぜそれをしないのかなど。元々 Instagram のアカウント自体を持っていないということなのかということを伺いたかったのですが。

(事務局)

介護全体の魅力発信をしている、しがケアでは、Instagram を運用しておりますけれども、福祉人材センターとしてアカウントを持っているのかどうかということは、現在把握はできておりません。

(委員)

把握できていないのであれば、今後把握していただければと思います。先ほどの答えとして Facebook は上げてるけれども、何か Instagram は難しいということでしたので、別に自動で上げられるので、その辺を把握さえできればすぐリンクできますし、今後必ずやってもらえたならなと思います。先ほどお話ししたように、若い層の取り込みや周知という部分であれば、やはり Facebook よりも Instagram、さらには TikTok とかになると思うので、その辺を含めて、御所見を伺った次第です。

(事務局)

ただいま御意見いただきましたことを踏まえまして、福祉人材センターを運営している県社協とも調整していきたいと思っております。

(委員長)

それではもうお一人ぐらいで、次の議題に行かしてもらいたいと思いますが、他にいかがでしょうか。

(委員)

私は、専門分科会の委員でしたので、中身について特に質問はないのですが、分科会から今までの間で気が付いたことがありましたので、意見として述べさせていただきたいと思います。

17 ページの里親支援ネットワーク事業について、養育・養子縁組里親研修を 3 回開催しておられます。研修内容の把握はしていないのですけれども、先日、障害者の啓発事業に寄せてもらったときに、里親さんが参加されており、里親さんも御高齢の方が多いということはお聞きしているのですが、障害理解を少し誤った認識をされてる方もお見受けされたので、来年度の研修の計画になりますが、そういう支援が必要な子どもについての内容も入れていただけたらありがたいなと感じました。

(事務局)

例年、里親研修をしておりまして、新たに里親になりたい方、また更新のための研修ということで実施してございます。今いただきました御意見は詳しくお伺いさせていただきまして、研修担当とともにそといったところの内容の見直し等ができたらと思いますので、審議会が終了した後、お時間いただければと思います。

(委員長)

まだまだあるかと思いますが、疑問点等ありましたら各課にお問い合わせいただくとして、次の議題へ進めてまいります。

議題(2)社会福祉審議会総合企画専門分科会の審議の経過についての報告ですが、本年 1 月の審議会で、知事から滋賀県地域福祉支援計画に関する諮問を受けて以降、分科会において集中的な議論をお願いしておりました。

分科会では熱心に御議論いただき、計画案を取りまとめていただきましたので、まずその報告を受けたいと思います。それでは分科会の山口委員お願いいたします。

(委員)

本日は貴重な時間をいただき委員長からありましたように、この間の経過について報告をさせていただきます。

本来ありましたら、分科会委員長の空閑委員がこの場で報告するところですけれども、所用のため私に託されましたので私の方から報告をさせていただきます。

それでは、資料 3 を御覧ください。まず計画策定の趣旨について、令和 3 年 10 月に滋賀県地域福祉支援計画を策定し、計画期間を 5 年間として、市町の地域福祉の支援に取り組んでいるところですが、この 5 年が令和 7 年度末で終了するということで、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする新しい滋賀県地域福祉支援計画を策定するということでございます。

資料 3 の 4 に策定経過がありますので御覧ください。本年 1 月に三日月知事より、この審議会に本計画の策定に係る諮問がなされまして、審議会内に設置されました総合企画専門分科会において、本年 5 月から 10 月までに合計 4 回の審議を行ってきたところです。

また、資料 3 の裏面を見ていただきますと、事務局においては、地域の実情や課題を含めて把握するために、地域で活動されている法人や当事者団体の 19 団体に対して、ヒアリングをされまして、そのヒアリング結果につきましても分科会で報告いただき、計画策定の議論の参考にさせていただきましたので付け加えさせていただきます。

資料の表に戻っていただきまして、資料 3 の 2 に計画の位置づけがございますので、こちらについても共有しておきます。本計画は、社会福祉法に基づく計画で、市町が策定する地域福祉計画を広域的な見地から支援する県の計画でございます。また、高齢者、障害者、子どもや若者に対する分野別計画はあるのですが、滋賀県基本構想を上位計画とし、地域においては、複合・複雑化したニーズに対して支援する必要があることから、地域福祉は分野を横断し、地域全体で支えるための取組を進めていくにあたって、分野別計画と連携を図りながら、県の福祉分野の基本的な計画として策定するのが今回の滋賀県地域福祉支援計画でございます。

それでは、この計画における分科会での議論や込めた思いなどをコメントしていきますので、よろしくお願ひします。

現行計画の5年間、高齢や障害、子ども、生活困窮等の支援制度は充実されてきましたが、少子高齢化、自治会加入率の低下を含めて、地域とのつながりの希薄化・孤立化、身寄りのない高齢者等の既存の制度では対応しきれない地域生活課題が顕在化しているという認識を私たち分科会メンバーで共有をいたしました。

また、この 5 年間には、新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う対応、能登半島地震での経験も踏まえまして、災害発生時における高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦などの要配慮者への支援が必要だという認識を持ちました。

その他にも、多様化する地域の困りごとに対応できる専門的な知識や技術を持った人材の確保と資質の向上に加えて、その人材が地域で活躍できる環境整備が必要だという認識を同時に持ちました。これらの現状を、計画策定における基本的な認識として議論を行ってきました。

空閑委員の進行のもと、毎回出席された委員より積極的な発言があり、一人一発言以上あったと思いますけれども、その発言と他の方の発言で自分の発言を整理して発言するそういう意見交換を行いました。骨子案や素案の作成を事務局とともにってきたところでございます。

分科会委員が心がけていましたのは、県民の方にわかりやすく読みやすい文章になるよう、また手に取って目を通したくなる計画になるように、滋賀で暮らすことに安心と安全、喜びと希望を感じてもらえるように、そんな思いを込めるというところでございます。

加えて、分科会では一貫して県民の方々に自分たちの計画だと思ってほしいという思いの

もと検討してまいりました。私たち分科会委員は、計画を策定して終わりではなく、策定後にも、私たちには大事な役割があるということで共有したところです。それは、委員一人ひとりがそれぞれの活動の場所、現場において、この計画を県民の方々に知ってもらえるように努力しようということを確認し合った、そんな分科会でございました。

次に資料4を御覧ください。資料4の答申案の第4章のところに、基本理念がござります。基本理念のところを話して報告に代えるのですが、健康医療福祉分野で統一している表現として、「誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現」の下、「すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える「地域福祉」による共生社会の構築・充実」としております。一部現行計画と違った表現にしておりますけれども、こういう表現で分科会のメンバーでは一致したところでございます。

分科会では、熱心な議論を進めたところでありますて、地域福祉の理念や価値観は、若者も含めて全ての人に伝わるような言葉で繰り返し繰り返し伝えていかないといけないなどということを議論したということを付け加えさせていただきます。

現場の声を言葉にするという貴重な時間を委員一同で体験した委員会でございました。答申案の詳細につきましては事務局から説明させていただきますけれども、お気づきの点がありましたらいろいろお話をいただけすると幸いでございます。以上で、分科会の審議の経過の報告を終わらせていただきます。

(委員長)

ありがとうございます。非常に熱心に御議論いただいた様子が山口委員の説明でわかりました。ただいまの報告に関しまして、分科会にて活発に御議論いただいた皆さんの中で補足等がありましたら、この機会に御発言をお願いしたいと思っています。

今日は、たくさん委員に出席いただいているので分科会委員の皆様におかれましては、御発言の時間を十分取ることができないかもしれません。分科会委員以外の皆さんは、議題(3)の説明を事務局からあった後に、お時間を設けさせていただきます。

まずは分科会の委員の皆さんから、山口委員の報告について補足がございましたら御発言いただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

【追加の報告等はなし】

(委員長)

それでは次の議題に進めさせていただきます。議題(3)次期「滋賀県地域福祉支援計画」の答申案について事務局より御説明いただき、後ほど議論したいと思います。それでは事務局よりお願ひします。

【事務局より、資料3、4、5について説明】

(委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえて議論したいと思います。議題(2)が早く終わりましたのでたくさん時間があります。ぜひ活発な議論をお願いしたいと思います。それでは、先ほど申し上げましたように、分科会委員の皆様は十分議論を尽くしていただいたので、まず分科会委員以外の方から御発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

2点意見させていただきます。1点目は、資料5の48ページにある具体的施策の11行目に高齢者・認知症の人のための支援を記載していただいている中で、21行目に、高齢者虐待防止の更なる推進に向けてとありますが、50ページの障害のある人のための施策について、障害者虐待防止に関して、触れられていないことに何か理由があるかのかお聞かせいただきたいです。意見としましては、障害者のグループホームなどが県内でも民間団体、法人等によってたくさん増えてきているということは居住支援の意味合いも含めて良いことだと思うのですが、その法人が同じグループホームの体系で複数の市町にわたって設立されているためになかなか障害者虐待防止の虐待対応の内容に関してなかなか難しい状況になっています。ぜひ滋賀県でコーディネートしていただきまして、虐待があった場合には、連携ができるような体制をとっていただけるとありがたいなと思っています。

2点目は、資料4の第6章取組内容の部分で、福祉人材の育成・確保・定着が重点施策となっておりまして、その中でも例えばしがけあフェスタなどで若い方々にも広く福祉人材の必要性ということを訴求していただいているところで、かなり大きな予算をつけていただいていると聞いております。そのフェスタ自体がどこまで効果があるものなのか。今私が知る限り、当会が参加しておりますしがけあフェスタと大型スーパーなどの広い商業施設で、親子連れなどを対象にしたイベントが開かれているのですが、そこからどこまで福祉の施設に就職しようとか、こういう仕事があるんだっていうところが、なかなかPRとしては、遠いようなイメージを持っております。

福祉人材が必要で、足りていないというような問題に関してはかなり早急な課題であると思いますので、そのしがけあフェスタ自体の内容の再検討とか、新しい企画案などまた教えていただければありがたいと思っております。

(委員長)

それでは、2点ありましたが、事務局から順番にお願いします。

(事務局)

1点目の御意見につきまして、障害のある方の虐待防止について非常に重要なことだと思っており、しっかり取り組んでいかないといけないと考えております。資料50ページの障害

のある人の 6 行目のところから障害者虐待のことを書いておりまして、未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を再発防止を図るために、まさに委員が言われた市町との連携も含めて関係機関と連携して事例検討も行って、通報の受理や調査、一時保護を行うというそういう取組がしっかりと機能するように取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のしがけあフェスタにつきまして、魅力発信の取組として、令和 3 年度から実施しており、令和 3 年度から令和 5 年度は県の事業として実施し、令和 6 年度からは、補助事業として介護の団体に対して補助させていただいて進めております。今一番大きなイベントとしては、委員が言われていたようなイオンモールや彦根のビバシティなどで、1 日使ってイベント的なものをするということでありますけれども、それ以外のところでは、しがけあアンバサダーということで、若手職員に就任していただきまして、しがけあフェスタや中学や高校への出前講座に参加いただき、活躍していただいております。

こういった直接に訴えかけていくような取組が重要ではないかと考えておりますので、それは補助先の団体ともしっかりと協議しながら進めていきたいと思っております。

(委員)

資料 4 の書きぶりになるのですが、計画の答申案をいろいろな方が見たときに、嫌な気持ちになるのが一番良くないなと思っています。

第 6 章の取組内容につきまして、基本方針 I (1) のポツ 2 つ目に、「高齢者や障害のある人、罪を犯した人などに対する各取組や支援体制の整備」と書いてあるのですが、この書きぶりだけの話ですが、下にもっと深くヤングケアラーやひきこもりなどが書いてある中で、あえて罪を犯した人などに対する取組を取って出して書いている理由は何なのかなと思います。例えば自分が犯罪被害者側の立場だったときに、下には、犯罪被害者等と書いてあるのに、そちらを差し置いて罪を犯した人などに対する取組を先に取って出しているとなったら、何でそっちが先なんだろうと思うのではと。細かいところではありますが、大きな理由は何かあるのかということでお聞きします。

(事務局)

素案の本文の中では、犯罪被害に遭われた方と、それから再犯防止という趣旨で、罪を犯した方への支援策という点も併記をしているところでございます。

今回特に滋賀 KANAME プロジェクトということで、再犯防止の取り組みが進められているところをクローズアップするような形で、そちら方を上にしておりますが、御指摘を踏まえまして、少し書きぶりについては、検討させていただきたいと思います。

(委員長)

それでは限られた時間ではございますが、できるだけ多くの人に発言いただきこうと思って

おりますのでいかがでしょうか。

(委員)

ひとり親家庭などの経済的にも困難を抱えた人たちがおり、一番大事なのは、貧困と教育の格差を断ち切らないといけないということです。経済的な理由で進学を断念することのないような支援策は、あるのでしょうか。もしあるのであれば計画に書いた方がいいのではないかと思います。

それから、前回の分科会でも言ったと思いますが、外国籍の人たちは日本にたくさんいるわけですけれども、歴史的な経過が違う人がいるわけです。例えば在日朝鮮人の人たちは、戦前の植民地支配の中で日本に来ているわけです。もともと日本国民だったけれど、戦後のサンフランシスコ平和条約で朝鮮の独立が認められ、日本国籍はなくなりました。その結果、様々な理由で朝鮮半島にも帰れずに、日本で生活基盤をつくって3世、4世になっているのです。このような人たちの支援と、ブラジルからなどのいわゆるニューカマーと言われてる人たちの支援を一緒にしたら政策的におかしいのかなと思うので、その辺は丁寧に考えるべきでないかと思います。

それから今の技能実習制度の中で、いろいろな虐待の問題あるいは賃金の未払い、労働基準法違反の問題で結果的に来ているけども、途中でいなくなってしまう、そういう課題がたくさん出てきていると思います。特に滋賀県も湖南地域などは非常に工業地帯が多く、外国籍の人たちが来てると思うので、そういう人たちに対する支援はどうなのかということ。

私の住んでいる米原市では、ポルトガル語の通訳さんを行政の窓口に正規ではないですが、嘱託などで置いています。おそらく東近江市や湖南市なども置いていると思うのですが、そのような役所の日常的な部分もそうですが、私が体験したのは学校に関してのことです。子どもたちが学校から日本語で書かれたお知らせをもらってくるのですが、それを親に見せても、親がわからないのです。このような教育の部分における支援も必要なのではないかと思います。

それから住宅の問題について、滋賀県では、宅地建物に係る指針が出ておりましますし、それから人権啓発の連絡会もありますから、そういうところを通じて、啓発研修をしていくこともできるのではないかと思います。せっかく計画策定しているので、そういうことも含めてほしいなと思います。同じように、高齢者福祉施設についてですが、高齢者福祉施設の中でも部落差別事件が相次いで発覚して対応に取り組んでいます。そういう意味でも高齢者福祉施設における職員さんの部落差別問題の研修も大事ではないかと思います。これも連絡組織ができていますので、積極的に活用していくということも計画の中に上げていただければと思います。

最後になりますが、参考資料でも結構ですので入れていただきたいのが、差別解消三法についてです。2016年に部落差別解消推進法、障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消推進法ができてありますので、差別解消三法に基づいた様々な教育啓発をしてほしいと思い

ます。

人権教育をするとしたときに、人権といつてもとても幅広いので、過去に私達が経験したのが、社会福祉法人において、人権研修をしているかといえば確かに研修をしており、計画もすごくしっかりとしていたのですが、部落差別の研修をしているかといえば、全然しておらず、実際、社会福祉法人の中で部落差別の事件が起きたわけです。そういう意味では、人権研修の中にしっかりと部落問題の研修を位置づけてしていかないと、結果的に人権研修が具体的な課題のない研修になってしまふのではないかと思うのです。そのあたりをぜひお願ひしたいということを言っておきます。

(委員長)

事務局からそれぞれ簡潔にお答えいただけますか。

(事務局)

まずひとり親家庭と子どもの貧困のところで御意見いただきました。ひとり親家庭につきましては、就学に関する部分は、福祉資金の貸付金や最近では日本学生支援機構の給付型の奨学金もございます。こうしたものとあわせて教育委員会とも連携して支援させていただいているところでございます。

また、子どもの貧困に関しましては、昨年に子どもの貧困解消法が施行され、その中で教育支援や生活支援、就労支援、経済的支援を行うことで、子どもの将来の貧困を防ぐ社会的な取組として推進していくことが謳われております

本県におきましては、そういった4つの支援に基づいて、子どもの貧困対策を進めていくということで、子ども若者プランに書かせていただいているところでございます。こうした支援につきましては、子ども若者部だけではなく、健康医療福祉部をはじめ、住宅関係では住宅課、そのほか教育委員会や女性活躍推進課などの関係部局が多くございますので、部局横断で課題意識等の認識や今後の取組をどうしていくのかということを検討するような連絡会議を今年度発足し、進めているところでございます。また、地域福祉支援計画への落とし込みにつきましては、他の計画でも書いてあるところですので、そのあたりは健康医療福祉部にも御判断いただきながら、他の計画に書いてあることをどこまで落としこむのかというところは、相談していかなければと思います。

次に、外国籍のところについてですが、今回の計画につきましては、外国籍の方という書き方はせずに外国にルーツを持つ人というような定義をさせていただいております。これは外国籍の方はもちろんですが、それだけではなく日本国籍であっても親が外国籍の方であるとか、いろいろな歴史の中で日本国籍を取得し、帰化された方であったり、外国に繋がりを持つ方を含めたより広い定義をさせていただいているところでございます。そういった中で、この計画の位置づけ自体が、福祉分野の基本的な計画というところになっていますので、個別計画でも書いている部分を全て書ききれていないようなところもございます。この計画が、各

分野の個別計画の下支えをするような性質であることもございまして、一定大きく括った書きぶりになってるところについては御容赦いただければと思います。

次に、住宅の問題につきましては、委員からも今ほど御紹介がありました連絡協議会の方で作っていただいている高齢者の入居が断られた事例の調査結果等も今回から計画に掲載をさせていただいております。また、住まいの確保に配慮が必要な方については、様々な関係団体としっかり連携して居住支援体制をつくっていくということも本文では書かせていただいております。

続いて、部落差別の問題につきましては、委員から常々御指摘を受けているところでございまして、分科会においても、福祉現場では人の入れ替わりもありますので、改めて人権教育研修、特に部落差別の認識が薄れているのではないかということを共有させていただいていたところでございます。

素案の中では、福祉意識の向上と次世代育成のところで、生涯にわたる福祉教育・人権教育ということを記載しておりますが、部落差別については、個別の人権施策推進計画でしっかり記載があり、また例えば障害者の方についても障害者プランの中で障害者差別の具体的な取組が記載されているところであるため、そこに繋げていくというところで、本計画では大括りな書き方をしているというところは、御容赦いただければと思います。

最後に、差別解消三法に関し、どこかに記載できないかということにつきましては、御指摘のとおりですので、改めて委員長に相談させていただければと思います。

(委員)

文言についてですが、資料5の 66 ページの一番最後にある「課題を抱える小学校」という言い方がどうなのかなと思いました。また、下の注釈も「問題を抱えた児童生徒」と書かれており、私も専門的なところにいませんので一般的にこういう表現であればいいのですが、少し気になりましたので、検討の余地がありましたらお願ひできればと思います。

それから意見になるのですが、57 ページに自分から SOS が出せない人、孤立しがちな人という項目がございます。制度の狭間という観点で、基礎的なことがいろいろ書かれていく中で、自分から SOS を出せない人というのは非常に大きな課題かなと思います。

これをどうしていくかというのは非常に難しい問題であることは十分理解しているのですが、先ほどの Instagram ではないんですけど、そういうことだけでは無理だと思いますが、いろいろ意味で相談しやすい体制をとることも必要かなと思います。

それからポツのひとつ目に、民生委員・児童委員の方々のこととも書かれております。確かに民生委員の方々が日頃の活動の中で御本人が何も言わなくても、生きづらさを感じている家庭かなということを理解するのは非常に大事だと思うのですが、一方で、70 ページの④民生委員・児童委員の活動の環境整備のところでは、負担軽減のために ICT の導入ということが書かれております。本日も代表の方がおられますけれども、民生委員さんは、非常に重要な地域を根ざした活動をされておりますので、いろいろな支援についての情報を得ていた

だいていると思いますが、このあたりを一層進めていただくことも必要かなと思いますので発言させていただきました。

(委員長)

今の御意見について事務局から何かありましたらお願ひします。

(事務局)

66 ページの「課題を抱える」や「問題を抱えた」という書きぶりにつきましては、これまでの分科会でも、課題を持っているのは、個人が勝手に抱えているのではなく、社会の側や環境に問題があるためであり、個人に課題があるように見えるのはどうなんだという御指摘を受けておりました。この辺の書きぶりはまた委員長と御相談させていただきたいと思います。

自分から SOS を出せない方への相談しやすい体制づくり、例えば LINE 等での相談ができるようにということで、今年度からは、例えば死にたいとか言ったときに、ポップアップで相談先が出るようなものとかも改めてやっていこうとしております。御意見を踏まえて進めていきたいと思いますし、民生児童委員につきましては、山川委員の方が御存じではないかと思いますが、我々もしっかり支援していかないといけないと思っております。また詳細については、山川委員の方からぜひお願ひできればと思います。

(委員)

民生委員は、福祉の立場、またボランティアの立場で、赤ちゃんから高齢者をはじめ、ここに書かれている地域の問題、例えばヤングケアラーにしても、高齢者のひとり世帯が増えていることに関しても、私どもが日頃から見守りをしている取組の一つでございます。

ただし、民生委員がそいった相談を受けたときにしんどくなるということがないようにしたいと思いますし、地域の味方である地域に寄り添っていくということを民生委員は基本理念に持っておりますので、受けた相談をいち早く行政にも伝えていって、その御家庭が安心して暮らしていけるように私どもも信頼を得て進めていきたいと考えております。また、70 ページのコラムにも書かせていただいておりますが、地域の“ちょっと困った”ことの相談を受けて、それを繋げて、解決したときに「助かった」「ありがとう」という大きな喜びに変わるこのような小さな活動を積み重ねていくことが私達にできる民生委員の活動ではないかと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。それでは他の委員の方もぜひ御発言いただきたいと思います。どんなことでも結構ですのでいかがでしょうか。また、もし分科会委員の方でも温めてくださつていた意見がありましたらお願ひしたいと思います。

(委員)

分科会委員として関わらせていただきましたが、この滋賀に住んで40数年、このような議論をしていただいているということを、審議会に入って初めて気づきました。空閑分科会長や山口委員をはじめ、いろいろな御意見をいただきながら、このようにまとめていただいている事務局の方、本当に一県民として、すごいなと思い感謝を申し上げます。

ただその中で、こうして考えていただいていることが本当に40年間私には届いていませんでした。私は、民生委員という立場になって、このようなことをされていることを今回知ったということで、これだけたくさん時間かけて、たくさんの資料を作つていただいたこと、やはりここにお集まりの皆様方にお願いしたいのは、みんなに知つていただくということです。次の務めとして果たしていっていただきたいなということ切に感じております。

私も滋賀県の民生委員の中で計画をどれだけ知つてくれている人がいるかなということを思いますし、自分も持ち帰りまして、皆さんにこの活動を通してでき上がつたものをお伝えし、周知していきたいなと思っております。

(委員)

資料5の55ページの⑨「ひきこもり状態にある人とその家族」、57ページの⑫「自分からSOSが出せない人、孤立しがちな人」というところがありますけれども、本当にひきこもりというのは、とても深刻で長期化する人がかなり多く、学生時代から、青年期を経て高齢者に至るまで、ひきこもりというのはあります。地域の人が関わるとしても、人と関わるのがもう嫌だと言って、玄関先に出ることすら拒否するというような状況もあります。

計画の中で、介護者等が感じる孤立感や負担感の軽減を図り、安心して生活ができるよう相談体制の充実を進めますというふうに書いてあるのですが、その相談ができたら一步開けるとは思うのですけど、相談すらできないという御本人が一番つらいのですが、やはりそれを支える家族の方もだんだん疲弊してくるというような現実もございます。

こういう計画の中にひきこもり当事者、家族が何か一步前に踏み出せるようなものをまた皆さんで協議していただけたらありがたいなと思います。

(委員長)

今の御意見について事務局からありましたらお願ひします。

(事務局)

行政やいろいろな相談機関はあるけれども、なかなか一步踏み出せない、また逆に敷居が高くなっていて、なかなか相談に繋がりづらいといった現状があるというような御意見だったと思います。

行政といたしましてもやはり身近なところで相談に繋がる前のふとした気づきといいますか、困り事とかそういったことをキャッチできるような、ある意味アウトリーチといいますか、そ

ういった仕組みをしっかりと作っていくことが大事だと思っております。

先ほど資料 2 でも御紹介させていただきましたが、県の方では例えば社協さんに委託をする形で身近な居場所づくりですとか、地域により近いところで居場所をつくってそこで相談をキャッチして繋げていけるような仕組みづくりにも配慮したり、取り組んでいるところでございます。しっかりと切れ目なく相談に繋がるようなそういった体制づくりを意識しながら事業を進めていければと思います。

(委員)

資料 5 の 71 ページから 72 ページにかかるところで、⑧「災害時の地域における福祉支援体制の整備」の 36 行目からなのですが、高齢者、障害のある人、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人というのが続いているのですけど、ひとつ引っかかったのが、この性的指向に関して配慮が必要な人に視点を取り入れた避難所のチェックリストというのが必要なのか、どういう意味なのかというのが理解できなかったです。性自認とかは必要だと思うのですが、性的指向まで踏み込んで、そこに避難所のチェックリストとかに取り入れていくということがどういうことなのか教えてもらいたいです。

(委員長)

それでは事務局からお願ひいたします。

(事務局)

御指摘いただきました性的指向のところは、すぐに答えを持っておりませんので確認した上で、必要であれば修正等の対応をしたいと思います。

(委員)

この部分の性的指向は、他に書かれているところとは全く話が違うのではないかと思います。性自認は、例えば自分が女性だと思っているけれども男性として扱われることでつらいであったりというところで、何かチェックが必要な部分があるのはわかるのですが、指向に関しては関係ないのでと私は思いましたので、高尚な意義であったり、他に具体的な意味などがあつて違うということで、納得できる御説明があれば後ででもよいのでお願ひしたいと思います。

(委員長)

素案をまとめていく上で今日は最後の機会になりますので、未発言の委員もたくさんおられるので、ぜひ御発言よろしくお願ひいたします。

(委員)

資料4の第3章に高齢、障害、子ども、生活困窮等の支援体制制度は充実してきましたとあります。本当に充実してきたのかなと思い、文章的にどうなのかなと思ったことと、滋賀の福祉人研修の受講者数の増加ということで、第3章の指標上がっているのですが、先ほどの御説明では全員で164人の参加があったということでしたけれども、あまり見えてこなかつたので、研修自体が行政向けで行っているのかどうかということも教えて欲しいところです。

それと第6章の基本方針Ⅱ(6)「子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進」とあるのですが、子どもの貧困をいろいろ協議されていると思うのですが、子どもについては子どもの権利擁護や人権問題などもたくさんありますので、その辺も含めて欲しいなというところでございます。

(委員長)

それで3点ありましたので、それぞれ事務局からお願ひいたします。

(事務局)

まず1点目の第3章にある支援制度が充実してきたのかどうかっていうところでございますが、制度という中では、例えば生活困窮者自立支援法ができたりなど、どの時点からというのではありますが、一定仕組みとして整えられているものもあると思います。ただ、それを使っての方が充実していると考えているかどうかというと、例えば指標の中で必要な福祉サービスの利用環境が整っていると感じる人の割合というものを今回も入れてるんですけども、それ自体は正直割合が下がっているという実態でもございますので、仕組みだけの充実ではなくてしっかり使っていただけるように進めていく必要があるという趣旨で仕組みとして充実してきたがという否定を含めながら書かせていただいるところでございます。

2点目の滋賀の福祉人づくりの研修につきましては、基本的に介護や障害などの専門職の方、実際に事業所で仕事に就いていただいている方を対象としております。ただし、高齢や障害、あるいは例えばケアマネージャーや相談支援員といった職種の垣根なしに滋賀で福祉を学ぶということの理念であったり、基本的なことを実践していくというところを皆さんに学んでいただいて、なおかつそういう業種ごとの関係性を超えて連携の体制を作っていただくというような場にしていただこうということで取り組んでいるところでございます。

子どもの貧困のところで子どもの権利について御意見があつたかと思います。貧困に限らず子ども意見表明権ということで、子どもの意見を聞いてできることをして、フィードバックするということで、子ども若者部としても重要な取組として、全課をあげて、そういう子どもの権利についての関係事業を進めているところでございます。

子ども・子ども・子どもを施策の柱に、主体としての子どもということで、子どもの権利を尊重し、大切に育む、そういう子どもの意見等も政策に反映して進めていこうということで、子ども若者部だけではなくて他の事業においても子どもの意見を聞いていただくということ

で取り組みをしております。

社会的養護の子どもに関しては、かなり前から子どもの権利擁護部会というものを設置し、そういう子どもの声を聞くことで、施設で生活する子どもたちの生活環境を良くしようというような取組をしているところでございます。子どもの権利を意識しながら、今後進めていくということは大変重要なことだと認識してございます。

(委員)

第6章の基本方針Ⅱ(1)の④に、先ほどお話がありました「民生委員・児童委員活動の環境整備」のところについてです。

地域で一番課題に直接身近に接しておられるのが民生委員児童委員の方だと思うのですが、先日私の地域でも民生委員の交代という話があったのですが、やはりなり手がいなくて結局今やられてる方が継続するというようなことになっております。

先ほどお話にあったそれぞれの課題を抱えてその課題をどこに繋げていいかわからないというところで抱え込んでしまうというところから考えると、できればぜひ民生委員児童委員の方が受け取った課題をすぐにどこに投げかけるか、相談できるかというようなシステムみたいなものを構築してほしいなと思います。

実際、民生委員児童委員さんがボランティアでいいのかっていうところはとても大きく思うところであるのですが、負担を軽減するというところで、ICTの導入というところも書かれているのですけれども、先日社会福祉協議会でされた表彰式に参加させていただき、失礼かもしれないんですけど、私と同年代で60~80代の方が多いと思われる所以、その中でICTの導入と言われると、私自身もそうですが不安になるところがあると思います。民生委員児童委員の方が業務のどこに負担があって、どういう支援をしていただくことでその軽減がなされるのかっていうところの聞き取りとかをもしされていないようであれば、実際に皆さんに聞いていただいて、それに対する支援を考えていただけたらと思います。

(事務局)

民生委員のなり手不足ということで、県の方でも各市町に対し、民生委員の負担が大きいので負担軽減策でどういったことをしているか確認したところ、例えば、おむつ券を配布するのは民生委員さんに連絡をして対応いただいたところを、それは実はやめましたといったことなどがありました。本来、民生委員さんにお願いしなくてもいいことをしていただいていたことがありましたので、そういうものを無くしていこうという取組は進めているところでです。そういった各市町での取組に関しては、他の市町にも共有させていただいております。

ICTにつきましても、いくつかの市町で、役員さんがいろいろな取りまとめに使えないかということで試行的に実施されておりますので、全員の民生委員さんに全てスマホでして下さいといつても、実際うまくいかないと思いますので、できる範囲でうまくできる仕組みというのが必要かと考えております。

民生委員さんが相談を受けたときに、どこにどう相談したらいいのかと困ってしまうということは一番良くないと思いますし、この計画の中で包括的な支援体制をつくるしていくということをいきますと、まずは分野や制度などにこだわらず、相談支援が受けられる体制というのをひとつ目にしっかりとつくる、その上でいろいろな参加支援や地域づくりにつなげていけるような包括的な支援体制を各市町でつくっていくということが重要だと考えております。

(委員)

私は大津市に住んでいまして、大津市では令和8年度中にケアラ一条例を制定するということで、先日から議会の委員会でも少し動き出した中で、老々介護や障害者、ヤングケアラーなど、そういうことを総括した条例を作ろうというところで、私のところは障害者部門で寄せさせてもらっていたところです。

それで、ふと思いましたのが、資料5の48ページからの具体的施策のところで「様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進」と書いてあるので、ケアされる側も、する側も全てをまとめている具体的施策となっているのでそれに間違いはないのですが、例えば、57ページであれば、⑩「希死者、自殺未遂者とその家族」とあって、「その家族」まで書いてあるのですが、次の⑪は「アルコール等依存者」となっていて、「その家族」は書かれていないと。他にも、例えば48ページの①「高齢者・認知症の人」についても、先日ニュースでも介護殺人の報道がされていましたけど、その家族もいるのではないかなど。また、②「障害のある人」もその家族がいるのではないかなど読んでいて思いました。また、⑨は「ひきこもり状態にある人とその家族」と書いてありますと、記載に統一がされてないかなと思いますので、何か修正した方が良いのであれば、どちらかに統一するなどで考えられればと思いました。

(事務局)

最初のケアラ一条例についてですが、全国では条例が制定されている自治体もございます。そういう声もあったりするのですが、県では、レイカディア滋賀高齢者福祉プランや子ども若者プランなどで、介護者本人や御家族の生活の質の向上、ヤングケアラーの支援というところで取り組んでいるところでございます。条例がないと何か進められないという状況ではないので、行政的な資源も限られてしまう中、まずは具体的な取組の推進のところを進めたいと考えております。

次の「その家族」ということが書いてあるところと書いていないところがあるという御指摘も確かにそのとおりでございます。これも例えばその御本人だけを支援しますということでは課題が解決されないことが、複合的・複雑な状況が家庭の中で起こっているということでございます。当然、御家族や周囲の方を含めて、認知症の方も「認知症の人と家族の会」でいろいろな活動をされている状況でございます。どのように記載ができるかは考えないといけないと思いますし、そういういろいろな課題も含めて進めていきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。限られた時間ですが、御発言いただいてない方に順次御感想でも結構ですので、御発言いただければと思います。

(委員)

本日の会議の中でも若年性認知症については、ほとんど触れていないのですが、認知症になってもまだ子育てをしないといけなかつたり、会社の雇用も危ない状態になつたりということもあるので、ぜひそこも取り上げていただきたいなと思っております。

(委員)

特に意見はないのですが、全体的に書かれているし、書かれていることを細かく言いかけるときりがないのでこれを実行していただけるようによろしくお願いしたいと思います。

(委員)

特に何かということはないのですが、医療の関係から見ても、十分に考えられた良い案だと思います。

(委員)

資料5の第6章48ページの①高齢者・認知症の人から60ページの⑦性的指向・性自認に関して配慮が必要な人というように分類されていますが、先ほども意見があつたように、ここに入つてこない人がいると思います。例えば、発達障害で、自分は発達障害だと思ってない、また家族も思つてないという人で、社会では生きづらいというような人。実際にそういう友人がいました。あるときテレビかマスコミ報道か何かを見て、病院で受診し、自分が発達障害ということで、どこに行っても、会社に行っても誰とも合わなかつたということに納得できたということでした。これは20年ぐらい前の話になりますが、結果的には、その人はもう治らない、どこに行っても生きづらいということで命を絶ちました。

そういうこともあるので、ここに入らない人たちで、実際に人にも言えないということで、困っている人がいるような気がします。そういう人たちも最後の項目として分類に入れてほしいなと思います。

(委員)

認知症で介護の認定を受けられる方がたまたまおられて、最初に役所から話を聞かれると、難しい用語を使われて、いろいろ説明を聞いたということで家族もパニックになっている状態の中、何が何やらわからなかつたということを言わされていました。たまたま行政にお勤めになつていた方がおられて、専門の方は確かにそうだということで、その方から役所に連絡し

ていただいた、即返事もあったということで助かったということを言わされておりました。このチームオレンジさんもそうだと思いますが、そういう専門用語ではなくて、もう少しわかりやすく、みんなが難しい言葉をわかっているわけではありませんので、そういうことも皆さんにおいても配慮していただければと思っております。

(委員)

資料4の第6章、基本方針Ⅲ(2)「福祉人材の育成・確保・定着」の部分ですが、素案には具体的に記載があったのですが、資料4の答申案に記載がないのが処遇改善の部分で、やはり定着や参入が少ないのはそこが大きな原因ではないかなと思っておりますので、答申案の方でも含めていただければと思います。

私の身内も共働きでふたりとも福祉事業所で働いているのですが、子どもが高校や大学になると生活がカツカツで、とてもやりがいは持っていても、子どもには勧められないということを言っておりましたので、県には大胆な改革をしてほしいなと思います。

(委員)

高齢者の方と絶えず日々接触させていただいております。実家の母も今年103歳を迎えまして、施設で元気に暮らしておりますけど、これもいろいろな方との関わりそして御指導、御支援があって元気に楽しく暮らさせていただいているのだと思います。行政の方や日々携わっていただいている方々に改めて感謝をさせていただきます。

いろいろな高齢者の方がたくさん私達の町にも増えていらっしゃいます。移動の方法がないから買い物に行けないとか、そういういろいろなことを聞きました。日々、先輩の幸せを願うことが、私達の今の使命だと思っておりますので、ひとりでも多くの高齢者の方が幸せに過ごされることを祈って、これからも頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

(委員)

基本方針Ⅱにある地域住民、多様性、社会参加というところで、私の働いている地域では共同送迎という仕組みを立ち上げていただいたおかげで、施設のデイサービスやショートステイの御利用者さんを共同送迎の方が送迎してくださるということができています。共同送迎は市民の方が担当し、その方の知識スキルを私達の施設職員が担い、あと地域の住民の方が御利用されるという三者の取組で、この「つながり、支え合う」地域づくりが推進されていることがここに一角としてあるのだなと、感想として持ちました。

それから、福祉人の教育のところで委員からお伝えいただいたところになりますが、当事業所でも事件が発生しまして、それは私が働く施設の中での御利用者の発言ということで、報告して事件となったのですが、私達は福祉関係者の職員としての知識習得も必要ですが、御利用者さんが発言されたときに、どういうふうに対応するかということを、何年も御指導いただいて勉強することができましたので、その仕組みについては本当に県としてもサポートして

いただきたいと切に願っているところです。

(委員)

分科会委員として検討をさせていただいた、私も初めてこういう地域の福祉計画の存在を知って本当にありがたいと思ったのですが、先ほどひきこもりの方々がなかなか相談に繋がらない現状があるというお話がありまして、私も視覚障害がありますので、いろいろな困り事っていうのは、日々多いのですが、困っている自覚が持てないということも変えていかないといけないし、周りも気づいてサポートしないとなかなか暮らしやすい地域というのはつくれないのだなと思いました。もちろん計画が策定されるということはとてもありがたいし、素晴らしいことだと思うのですが、まずは周りの人から助けが必要な人に対して、サポートするというような意識を持つことも大事ではないかと思いました。感想になりますが、そういう気づきを得ました。ありがとうございました。

(委員)

資料5の38ページのところですが、指標を出して目標を置くのは非常によいことですが、その中で現在が35%で、目標値が37.7%となっており、目標値がもう少し高くてもよいのではと思いましたので、このあたり少し検討していただければと思います。

(委員)

このような皆さんの御意見を聞かせてもらい大変勉強になりました。青少年を育てるにあたっては、環境はもちろん、家族や地域の支えがあってのことだということの重要性について、子どもを守るために何が必要なのかということを勉強させていただきました。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。では、次で最後にします。

(委員)

資料5の81ページの第8章のところなのですが、定期的に点検しながら評価を行いますと書かれており、大変重要ですけれども、少し曖昧なところもあるので、例えば、毎年なのか、2年に1回なのかなど、記載していただければよいのではと思いました。

(委員長)

御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りしたいと思うのですが、本日いただいた御意見を踏まえて、答申案を修正して後日、三日月知事に答申したいと思いますが、修正につきましては私に御一任いただけ

ますでしょうか。

【委員長に一任】

(委員長)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

修正後の正式な答申書につきましては、修正ができ次第、速やかに委員の皆様にお届けいたしたいと思います。

最後に一言だけ発言させていただきますが、計画について丁寧に作っていただいており、たくさん盛り込んでもらっております。もちろん全部を盛り込むことは困難だと思うのですが、この計画が、最初に山口委員から御発言あったように、知つてもらわないとやっぱり意味がありません。私も多くの計画に行政の担当時代に関わっておりますが、計画を県民の皆さんが知っているかと言われるとなかなか知らないというのが現実なのでこのあたりを進めていければと思っております。

実は、今日は、私も発言しようかと思っていたことがあったのですが、やっぱり今年は国ス・・障スポ大会があり、そのレガシーをどうするのかということで、「わたしが、あなたが、みんなが、輝く」というキャッチフレーズがあったと思いますが、あのキャッチフレーズは本当に参加されていた方に浸透したなと思います。こういったように県民の皆さんに浸透できるような何か方法があればなと思っております。

それでは本日の議題はこれで終了となりますので司会を事務局にお返しいたします。

(司会)

ありがとうございました。最後に健康医療福祉部次長の小嶋よりお礼の言葉を述べさせていただきます。

(健康医療福祉部次長)

健康医療福祉部次長の小嶋でございます。閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。改めまして、本日は大変お忙しい中、委員の皆様には最後まで大変熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。皆様より、次期滋賀県地域福祉支援計画の策定に向けまして、様々な視点から多くの貴重な御意見をいただきましたことを大変感謝申し上げます。

先ほど委員長より御説明がございましたように、本日いただきました御意見を踏まえまして、委員長と私ども事務局の方で答申案の修正を進めさせていただきたいと考えております。その後、知事に対して、提出をいただきました答申書をもとに計画案の取りまとめをいたしまして、議会等への報告、そして県民政策コメントを経まして、令和8年3月中に次期計画が策定できるように進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。